



# 掛金や医療補助制度が変更になります！

将来にわたり退教互の安定的な運営を図り、会員の生活の安心を確保するために、掛金と医療補助制度を次のように改定します。

会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 1. 掛金が変わります

給料月額1,000分の12の掛金を、25年間納入することになります。

☆対象となる方は、平成22年9月1日現在、掛金を納めている現職会員及びそれ以降の加入者です。

☆新掛金は平成23年4月から適用となります。

☆掛金納入期間25年への移行については段階的に次のように実施します。

- ・平成3年4月から掛け始めた会員は、21年間に（平成23年度未完納）
- ・平成4年4月から掛け始めた会員は、22年間に（平成25年度未完納）
- ・平成5年4月から掛け始めた会員は、23年間に（平成27年度未完納）
- ・平成6年4月から掛け始めた会員は、24年間に（平成29年度未完納）
- ・平成7年4月以降掛け始めた会員は、25年間に

## 2. 医療補助給付が変わります

各医療機関・薬局など自己負担額を合算した額から月ごとに3,000円を控除し、控除後の額の6割を給付します。

☆平成22年9月1日以降の受診分から適用となります。詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

給付は退職会員・配偶者会員が満60歳を超えた最初の4月1日から終身とします。

☆対象となる方は、平成23年4月1日以降に退職会員・配偶者会員に移行した会員です。

## 3. 特別会費制度が新設されます

60歳までの年数1年につき3万円の特別会費を退職会員・配偶者会員への移行時に一括納入した会員は、満60歳未満でも医療補助金を請求する資格を得ることができます。ただし、50歳未満の会員には適用されません。

☆対象となる方は、平成23年4月1日以降に退職会員・配偶者会員に移行した会員です。移行時の年齢にご留意ください。

☆平成23年4月1日に、例えば60歳と57歳の方が、退職会員・配偶者会員に移行した場合は次のようになります。

- ・60歳の方は医療補助金を請求する資格がありますが、57歳の方は平成26年4月1日までは資格がありません。
- ・57歳の方は、60歳までの3年分の特別会費9万円を移行時に一括納入すれば、平成23年4月1日から医療補助金を請求する資格が得られます。